

令和5年第2回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月15日（木）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

---

日程第2 議案第45号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）

---

日程第3 委員会提出議案 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について  
第1号

---

日程第4 意見書案 子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を求める意見書  
第2号 について

# 取手市議会組織図

令和5年6月15日現在

議長： 金澤 克仁

副議長： 落合 信太郎

議員任期 令和2年2月15日～令和6年2月14日

議会運営委員会 (8人)	総務文教常任委員会 (8人)	福祉厚生常任委員会 (8人)	建設経済常任委員会 (8人)	デモテック戦略 特別委員会 (8人)	一般会計決算・予算 審査特別委員会 (10人)
◎佐藤 隆治 ○山野井 隆 岩澤 信 細谷 典男 染谷 和博 結城 繁 赤羽 直一 加増 充子	◎岩澤 信 ○須田 光雄 根岸 裕美子 久保田 真澄 小堤 修 落合 信太郎 関戸 勇 結城 繁	◎関川 翔 ○鈴木 三男 杉山 尊宣 佐野 太一 石井 めぐみ 金澤 克仁 齋藤 久代 遠山 智恵子	◎染谷 和博 ○海東 一弘 細谷 典男 山野井 隆 佐藤 隆治 入江 洋一 赤羽 直一 加増 充子	◎落合 信太郎 ○海東 一弘 根岸 裕美子 鈴木 三男 関川 翔 石井 めぐみ 赤羽 直一 遠山 智恵子	◎齋藤 久代 ○根岸 裕美子 佐野 太一 須田 光雄 鈴木 三男 小堤 修 岩澤 信 落合 信太郎 結城 繁 遠山 智恵子

※ ◎は委員長、○は副委員長を表す。

常総地方広域市 町村圏事務組合 議会議員 (3人)	茨城県南水道企 業団議会議員 (4人)	龍ヶ崎地方衛生 組合議会議員 (4人)	取手地方広域下 水道組合議会議 員 (7人)	利根川水系県南 水防事務組合議 会議員 (5人)	取手市外2市火 葬場組合議会議 員 (3人)	茨城県後期高齢 者医療広域連合 議会議員 (1人)	取手市 監査委員
関戸 勇 入江 洋一 赤羽 直一	根岸裕美子 岩澤 信 染谷 和博 佐藤 隆治	海東 一弘 久保田真澄 岩澤 信 石井めぐみ	須田 光雄 小堤 修 落合信太郎 金澤 克仁 山野井 隆 結城 繁 加増 充子	鈴木 三男 関川 翔 齋藤 久代 赤羽 直一 遠山智恵子	金澤 克仁 落合信太郎 染谷 和博	落合信太郎	山野井 隆

## 委員会提出議案第1号

### 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 佐藤 隆治

#### 提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にはいない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。<u>ただし、第 63 条の 2 第 1 項の規定により質問する場合(質問の順序に当たっても質問しないときを除く。)</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p><u>(オンライン会議システムを活用した質問)</u></p> <p><u>第 63 条の 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第 62 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による質問をすることができる。</u></p> <p><u>2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 議員がオンライン会議システムを活用して質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第 63 条 (略)</p>

長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 63 条の 3 及び第 63 条の 4 (略)

第 63 条の 2 及び第 63 条の 3 (略)

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第2号

子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者	取手市議会議員	山野井	隆
-----	---------	-----	---

〃	〃	岩澤	信
---	---	----	---

〃	〃	染谷	和博
---	---	----	----

〃	〃	根岸	裕美子
---	---	----	-----

## 子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を求める意見書（案）

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は分類がインフルエンザ同様の5類へ移行し、マスクについては3月13日から個人の自由な判断で着脱が可能になりました。

今後の感染予防対策について、政府が発信するガイドラインは、個人の判断を尊重しつつも、警戒を促す表現も併記されていることから、マスクの適切な着脱シーンの判断を決めかねている国民も多いのではないかと推察されます。リサーチ会社の調べでは、62%が今後も変わらない頻度でマスクを着用すると回答しました。また、どのような変化があればマスクを外すのかについては、57%が周囲の人がマスクをしなくなることに回答しています。このことは2020年春から今日まで3年にわたってコロナ感染の恐怖を、ありとあらゆるマスメディアが四六時中放送し続けたことや、日本の国民性が影響していると考えられます。しかしながらコロナ禍から3年以上が経過し、マスクの長時間の着用が次のような健康被害につながることに警鐘を鳴らす学識者の文献も多く見られるようになりました。

- ① 口呼吸になりがち（特に子どもに顕著）のため、呼吸器にウイルスが直入するリスクの上昇
- ② 二酸化炭素の再吸入による片頭痛
- ③ マスクに付着した飛沫が乾燥した後の飛沫核が一気に飛散する可能性
- ④ 血中炭酸ガス濃度の上昇や、不織布マスク等からのマイクロ・プラスチック、一部製品の接着剤・漂白剤等の長期吸引による健康被害の可能性
- ⑤ 言葉が聞き取りにくく、表情での伝達も困難になること。
- ⑥ 子どもが表情を認識したり、表情で意思疎通する機会がないなど発達への影響
- ⑦ 難聴者が唇の動きを読めないこと。
- ⑧ 暑苦しきの心理的影響も含めた熱中症リスク

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定では、卒業式におけるマスクの着用について【卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし】と表記されているにもかかわらず、ほぼ全生徒がマスクを着用していた学校もありました。このような情報を保護者や児童・生徒が認識していなかった可能性もありますが、今後は総合的な健康を視点とした共通理解が必要と思われます。また、気温の高い中でも屋外での単独の散歩や野外活動でマスクを着用する高齢者の姿も数多く見られ、熱中症が危惧されます。昨年の熱中症での搬送者が例年に比べ倍増し、今年はさらに電気代高騰により、節電に気を配りながらの夏場を迎えることを考えると、注意が必要です。本来は国が積極的に着用を推奨しない場面についてもアナウンスすることが必要であると考えます。同調圧力や今までの惰性で着用するのではなく、場面に応じて抵抗なくマスクを外せる環境づくりを目指し、下記の事項を求めます。

### 記

- 1 子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を徹底すること。
- 2 マスク着用を推奨しない場合についても積極的に周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣 文部科学大臣  
茨城県知事 茨城県教育委員会教育長